

◎新潟県告示第1270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木作川地区	佐渡市加茂歌代	次の図のとおり	土石流
浦之河内西川地区	佐渡市松ヶ崎浦之河内	次の図のとおり	土石流
滝ノ下地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	土石流
濁川地区	佐渡市相川銀山町	次の図のとおり	土石流
吉岡(2)地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	土石流
吾潟(4)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	土石流
下戸(1)地区	佐渡市相川下戸村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿伏(2)地区	佐渡市相川鹿伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩首2地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤玉地区	佐渡市赤玉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東強清水地区	佐渡市東強清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
片野尾(2)地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元橋の浦地区	佐渡市橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白瀬(4)地区	佐渡市白瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多田(4)地区	佐渡市多田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北田野浦地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山(2)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
静平(3)地区	佐渡市静平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(4)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
----------	--------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覽に供する。)